

## 高校生通学費補助制度利用方法 Q&A

### ◎ 共通事項

Q 1. 両親以外が申請者となることは可能ですか？

A 1. 原則、親権者である両親を申請者としてください。

ただし、親権者が両親以外である場合は、当該親権者を申請者としてください。  
なお、親権者がいない場合は扶養義務のある未成年後見人を、親権者も扶養義務のある未成年後見人もいない場合は主たる生計維持者を、その全てがいない場合は生徒本人を申請者としてください。

Q 2. 補助金の申請は、いつまでにする必要がありますか？

A 2. 申請したい通学行為が発生する年度内に、必ず申請してください。

申請日が属する年度の4月1日から翌年の3月31日までを補助対象期間として審査します。

なお、年度をまたぐ期間の定期券の費用を申請される場合は、月割りで購入金額を按分し、年度毎に審査することになります。この場合、次年度以降の費用については、改めて次年度に申請する必要がありますので、ご注意ください。

Q 3. 補助金がもらえるタイミングは、いつ頃でしょうか？

A 3. 市が申請書を受理してから、概ね2ヶ月以内に支給します。

ただし、年度初めなど事務量の増加が想定される時期の申請については、支給までに2ヶ月以上お時間をいただく可能性があります。また、申請書類に不備がある場合や、申請内容に事実確認が必要となるケースについても、2ヶ月以上お時間をいただく可能性があります。（この場合は、市から電話等で個別にご連絡させていただきます。）

Q 4. 補助金申請後に、通学方法等の変更や高等学校の中退など、申請内容に変更があった場合、どのような手続きをすればよいでしょうか？

A 4. 変更申請書（別記様式第4号）を、速やかに市へご提出ください。

補助金支給前の場合は、変更後の内容で審査し、補助金額を決定します。

補助金支給後の場合は、既に支給した補助金の額と変更後の実態に則した補助金額に差異がないか再度審査し、補助金の精算を行います。

Q 5. 補助金の精算とは、どのようなものでしょうか？

A 5. 精算は、既に支給した補助金の額と変更後の実態に則した補助金額に差異がある場合に、当該差額分について返還請求、若しくは追加支給するものですが、市の審査において、申請内容に偽りや、その他不正な手段によって補助金を不当に受給した等の事実が判明した場合には、補助金の全額返還を求める場合がありますので、ご承知おきください。

- Q 6. 申請内容に変更があったけど、変更申請書の提出をしなかったという場合は、補助金はどうなりますか？
- A 6. 仮に変更申請書の提出がなかった場合であっても、年度末には全ての補助金受給者から実績報告書（別記様式第5号）を提出いただくと共に、該当する高等学校や通学定期券販売店に対して実態確認を行いますので、変更申請の有無に関わらず、申請内容と実態が異なる場合には、必ず補助金の精算を行います。しかしながら、市の審査業務を円滑に遂行するため、変更事由が発生した際は、速やかに変更申請書をご提出くださいますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。